

○定年による退職の特例に関する規則

(平成十九年三月三十日
規則 第二二号)

(趣旨)

第一条 この規則は、蒲郡市幸田町衛生組合職員の定年等に関する条例(平成十九年蒲郡市幸田町衛生組合条例第四号)の規定に基づき、定年による退職の特例に関する事項を定めるものとする。

(準用規定)

第二条 定年による退職の特例に関する必要な事項は、定年による退職の特例に関する規則(昭和六十二年蒲郡市規則第四号。以下「蒲郡市規則」という。)の規定を準用する。

(読替規定)

第三条 蒲郡市規則中「任命権者」、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第四編 人事 (定年による退職の特例に関する規則)

D〔蒲郡衛生二二〕

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
(定年による退職の特例に関する規則の廃止)
- 2 定年による退職の特例に関する規則(平成十二年蒲郡市幸田町衛生組合規則第五号)は、廃止する。